建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和７年度補正予算額　4,800百万円】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（１）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）
①新築建築物のZEB普及促進支援事業　②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

（２）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（３）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
①水インフラのCO2削減設備導入支援事業
②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業

（４）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業(一部国土交通省連携事業)
①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

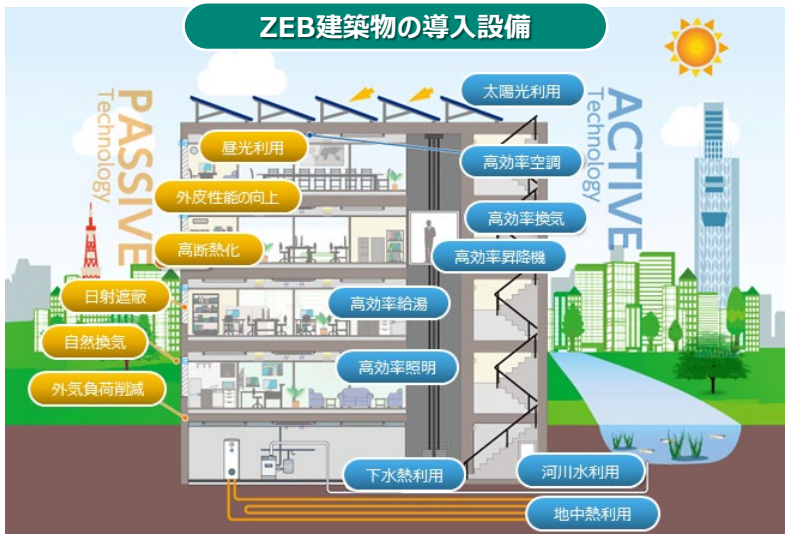
（５）サステナブル倉庫モデル促進事業(国土交通省連携事業)

3. 事業スキーム

- ■事業形態
- ■補助対象
- ■実施期間

メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ





お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　ほか　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（１）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

環境省

業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）
②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）
建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること 等。
◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。
・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等
◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。
◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（①②2/3～1/６（延べ面積に応じて上限3～５億円）
③1/2（上限100万円））
■補助対象　地方公共団体※3 、民間事業者、団体等※4
■実施期間　令和７年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等				
	ZEBランク	新築建築物		既存建築物	
		事務所等以外 ※１	事務所等 ※２	事務所等以外	事務所等
2,000㎡未満	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	1/2	1/4
	ZEB Ready	対象外	対象外	対象外	対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
10,000㎡以上	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
	ZEB Oriented	1/4	対象外	対象外	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。
※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。
※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区も対象）
※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（２）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

環境省

建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定を行い、 ZEB化に資する省CO2設備を導入する事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン　：建築物の構造部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定し、 ZEB化に資する省CO2設備を導入する事業を支援する。

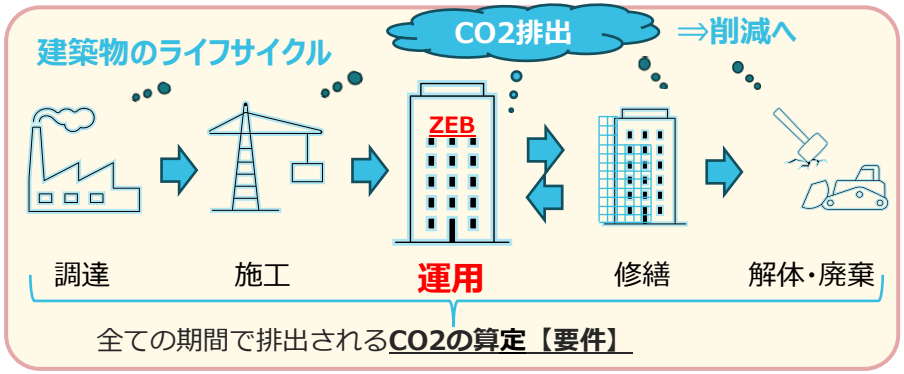
◆補助要件：
ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること　等

◆補助対象経費：
ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用　等※3

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（55%～21%（上限５億円））
■補助対象　地方公共団体※４ 、民間事業者、団体等※５
■実施期間　令和７年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率（%）	
	事務所等以外 ※１	事務所等 ※２
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
※4 都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
※5 延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅･建築物脱炭素化事業推進室　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

環境省

水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率: 1/2、1/3）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率: 1/2）

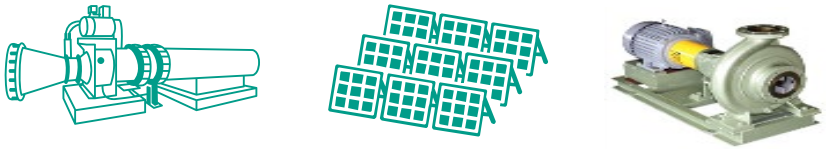
水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　①②間接補助事業
■補助対象　地方公共団体、民間事業者、団体等
■実施期間　令和７年度

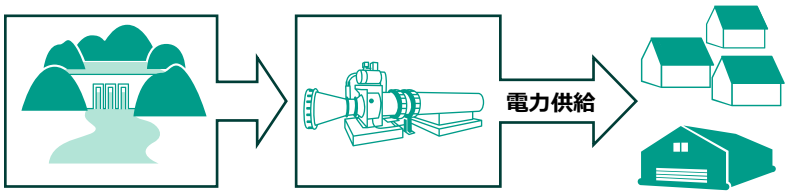
4. 事業イメージ

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



小水力発電設備　太陽光発電設備　高効率設備

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



発電に未利用の放流水等が存在　民間事業者が発電設備を設置　周辺地域・企業

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室/水・大気環境局環境管理課　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（４）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

環境省

業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業
既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

2.民間建築物等における省CO2 改修支援事業
高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：3,500万円）

3.テナントビルの省CO2 改修支援事業
オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：4,000万円）

4.空き家等における省CO2 改修支援事業
空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

◆補助要件： 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

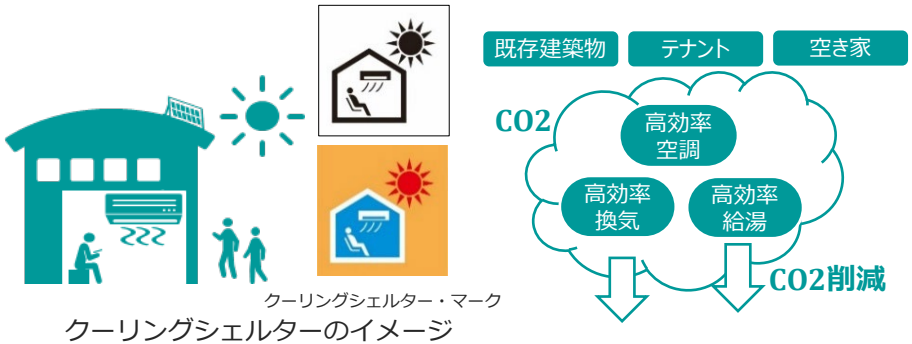
②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。（補助率：1/3）※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業
■補助対象　地方公共団体、民間事業者、団体等
■実施期間　令和７年度

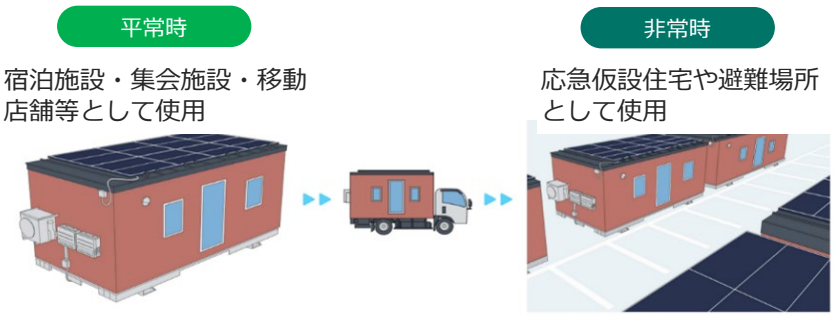
4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



クーリングシェルターのイメージ

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅･建築物脱炭素化事業推進室
大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室
電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（５）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

環境省

営業倉庫への省CO2型・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

1. 事業目的

営業倉庫への省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することで、サステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

2. 事業内容

省CO2化設備等の導入によるエネルギー消費削減、保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、再エネ設備の導入によるエネルギー供給を行う事業に対して、設備導入コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開する。

◆補助対象設備：
省人化設備、再エネ設備、蓄電設備、付帯設備、省CO2化設備

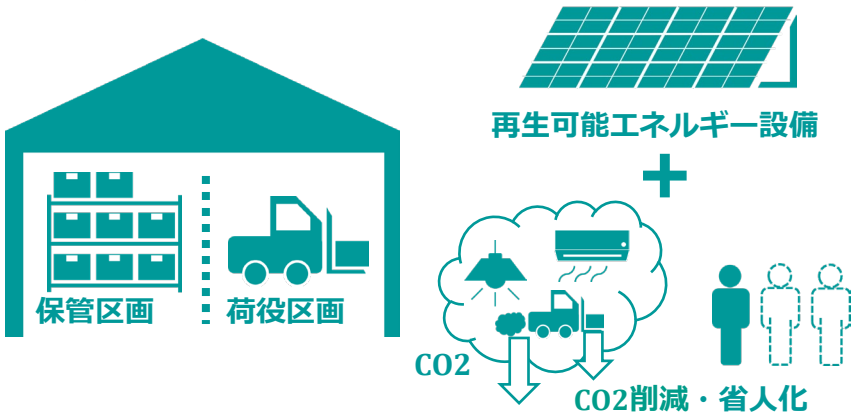
◆補助要件：
倉庫業者が、次の①と②を同時導入すること 等
① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）
② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（1/2）（上限１億円）
■補助対象　地方公共団体、民間事業者、団体等
■実施期間　令和７年度

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例


無人ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ


無人搬送車


無人けん引車


ﾃﾞﾊﾞﾝﾆﾝｸﾞﾛﾎﾞｯﾄ

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅･建築物脱炭素化事業推進室　　電話：0570-028-341